



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

*92 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (医務課)

公布された条例のあらまし

```

=====
◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
=====
1  条例概要
    国の診療報酬の算定方法の改定に伴い、精神保健福祉センター及びこころの医療センターの使用料について、規定の整備を行いました。(別表第1第10項関係)
2  施行期日
    公布の日から施行します。
=====

```

条 例

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第92号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1第10項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に、「平成18年厚生労働省告示第101号(特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法)」を「平成18年厚生労働省告示第496号(保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。